

平成27年第3回定例会会議録（第6号）

平成27年9月25日

○出席議員（25名）

1番	阿部真一君	2番	竹内善浩君
3番	安部一郎君	4番	小野正明君
5番	森大輔君	6番	三重忠昭君
7番	野上泰生君	8番	森山義治君
9番	穴井宏二君	10番	加藤信康君
11番	荒金卓雄君	12番	松川章三君
13番	萩野忠好君	14番	市原隆生君
15番	国実久夫君	16番	黒木愛一郎君
17番	平野文活君	18番	松川峰生君
19番	野口哲男君	20番	堀本博行君
21番	山本一成君	22番	三ヶ尻正友君
23番	江藤勝彦君	24番	河野数則君
25番	首藤正君		

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市長	長野恭紘君	副市長	阿南寿和君
副市長	猪又真介君	教育長	寺岡悌二君
水道企業管理者	永井正之君	監査委員	恵良寧君
総務部長	豊永健司君	企画部長	工藤将之君
建設部長	岩田弘君	ONSENツーリズム部長	伊藤慶典君
生活環境部長	釜堀秀樹君	福祉保健部長 兼福祉事務所長	大野光章君
消防長	河原靖繁君	総務部参事	伊藤守君
教育参事	湊博秋君	監査事務局長	悴田浩治君
水道局次長 兼管理課長	三枝清秀君	政策推進課長	本田明彦君

○議会事務局出席者

局長	檜垣伸晶	議事総務課長	宮森久住
補佐兼総務係長	河野伸久	補佐兼議事係長	浜崎憲幸
主幹	吉田悠子	主幹	佐保博士
主査	佐藤英幸	主査	波多野博
主事	穴井寛子	速記者	桐生正子

○議事日程表（第6号）

平成27年9月25日（金曜日）午前10時開議

- 第1 上程中の全議案に対する各委員長報告、討論、表決
- 第2 議第97号 別府市教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めることについて
- 第3 議第98号 別府市職員懲戒審査委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議第99号 別府市職員懲戒審査委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議第100号 別府市職員懲戒審査委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議第101号 別府市職員懲戒審査委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議第102号 別府市職員懲戒審査委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 第4 議第103号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 第5 報告第10号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率について
- 報告第11号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について
- 報告第12号 市長専決処分について
- 第6 議員提出議案第9号 別府市議会会議規則の一部改正について
- 第7 議員提出議案第10号 地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書
- 議員提出議案第11号 ICT利活用による地域活性化とふるさとテレワークの推進を求める意見書
- 議員提出議案第12号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 議員提出議案第13号 ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書
- 第8 議員派遣の件

○本日の会議に付した事件

日程第1～日程第8（議事日程に同じ）

午前 10 時 00 分 開会

○議長（堀本博行君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第 6 号により行います。

日程第 1 により、上程中の全議案に対する各常任委員会及び決算特別委員会の審査の経過と結果について、各委員長から順次御報告を願います。

（観光建設水道委員会副委員長・森 大輔君登壇）

○観光建設水道委員会副委員長（森 大輔君） 委員長にかわりまして、私、副委員長のほうから御報告申し上げます。

観光建設水道委員会は、去る 9 月 10 日の本会議において付託を受けました議第 71 号平成 27 年度別府市一般会計補正予算（第 3 号）関係部分外 5 件について、9 月 11 日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

初めに、議第 71 号平成 27 年度別府市一般会計補正予算（第 3 号）関係部分についてであります。

温泉課関係部分では、当局から、亀陽泉建設事業関連の経費を計上する旨説明がなされました。

これに対し委員から、新築に伴う駐車場の台数を懸念する意見があり、当局から、入り口正面に 3 台の設置を含め、亀陽泉周辺整備において十分な台数が確保できるよう予定している旨答弁がなされました。

また、文化国際課関係部分では、2019 年のラグビーワールドカップ日本大会の事前キャンプ誘致に向け、本年開催されるイングランド大会の視察に係る旅費についての説明が当局からなされました。

続きまして、農林水産課関係部分でございます。

本年 6 月 30 日から 7 月 1 日にかけての梅雨前線豪雨により、椿、枝郷、内成、柳、内竈、大所、小坂の農地及び水路が被災したことにより、災害復旧を行うための経費を計上する旨説明がなされました。

これに対し委員から、補助で整備するまでかなりの期間を要するようだが、それまでに市として対応はできないかとの質疑がなされ、当局から、応急的な必要があるときは単独事業で行い、その後、補助事業に組み替えを行うこともあるとの答弁がなされました。

次に、農業委員会事務局関係部分では、機構集積支援事業費補助金の補助事業に係る農地の利用状況調査に要する経費を計上する旨説明がなされました。

続きまして、都市整備課関係部分でございます。

初めに、亀川地区都市再生整備計画事業及び都市計画整備事業の見直しについて報告がなされ、亀川駅西口駅前広場の整備、亀陽泉周辺整備及び山田関の江線ほか道路整備に係る経費について、それぞれ詳細な説明がなされました。

これに対し委員から、障がい者に配慮した整備であるのかとの質疑がなされ、当局から、十分なバリアフリー対策を講じている旨の答弁がなされました。

最後に、建築住宅課関係部分では、大分県住宅供給公社への委託開始時期が延期となったことに伴い、市営住宅の管理に係る必要経費を計上する旨説明がなされました。

委員から、具体的な委託開始の時期や入居者に対する周知方法について説明を求めたところ、当局から、委託開始は現時点では平成 28 年 4 月 1 日を目指し協議しており、また全入居者に通知を行う旨の答弁がなされた次第であります。

最終的に、議第 71 号平成 27 年度別府市一般会計補正予算（第 3 号）関係部分については、採決の結果、いずれも全員異議なく原案のとおり可決するものと決しました。

次に、議第 73 号平成 27 年度別府市競輪事業特別会計補正予算（第 1 号）については、

競輪事業課から1億円の繰出金等関係予算の説明がなされ、委員から、収益の多寡によりまして、年度によって繰出金に差が生じると思うが、収益に対する率を決め繰出金の額を決定してはどうかとの提言に対し、当局から、関係課と十分協議したい旨の答弁がなされました。採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決するものと決しました。

続きまして、議第74号平成27年度別府市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）であります。

社会資本整備総合交付金の決定に伴い、委託料の増額及び工事請負費の減額について当局から説明が行われたところ、委員から、工事請負費が大幅に減額となり、事業が計画どおりに進まないのではないかと質疑がなされましたが、当局から、特段緊急性を要するものではなく、交付金の決定状況に合わせて整備する予定であるとの答弁がなされ、最終的に採決の結果、いずれも全員異議なく可決するものと決したところであります。

続きまして、議第85号別府市有温泉施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

当局から、新施設の建設に伴い開館時間、入浴料等必要事項を定めること及び鉄輪むし湯の入浴料を、現在の使用料から利用料金制とするための条例改正について説明がなされました。

委員から、利用料金制に変更する理由等につきまして質疑がなされ、当局から詳細な説明がなされましたので、これを了とし、原案のとおり可決するものと決しました。

次に、議第86号別府市空き家等対策条例の制定についてであります。

当局から、この条例は、空き家等の適正な維持管理に関し必要な事項を定めることを目的としたものである旨の説明がなされ、これに対し委員からは、条例第14条に規定する応急措置を行う場所が限定されたものではないかと質疑がなされ、当局から、市民の危害等を予防するため、運用の範囲内において柔軟に対応していきたいとの答弁がなされましたので、これを了とし、原案のとおり可決するものと決しました。

最後に、平成26年度別府市水道事業剰余金の処分及び平成26年度別府市水道事業会計決算の認定についてであります。

当局から、本決算より公営企業の会計基準の見直しが行われ、これに伴う平成26年度の決算内容につきまして詳細な説明がなされました。また、平成26年度決算における資本剰余金及び未処分利益剰余金を処分し、資本金へ組み入れたい旨の説明があわせてなされました。

委員から、退職給付引当金の計上は本年度限りか等の質疑がなされ、当局からの説明を了とし、採決の結果、いずれも全員異議なく原案のとおり可決及び認定するものと決しました。

以上が、当委員会に付託を受けました議案の審査とその結果についての御報告でございます。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。（拍手）

（厚生環境教育委員会委員長・江藤勝彦君登壇）

○厚生環境教育委員会委員長（江藤勝彦君） 去る9月10日の本会議において、厚生環境教育委員会に付託を受けました議第71号平成27年度別府市一般会計補正予算（第3号）関係部分、外5件について、9月11日に委員会を開会し慎重に審査をいたしましたので、この経過と結果について御報告をいたします。

初めに、議第71号平成27年度別府市一般会計補正予算（第3号）関係部分についてであります。

市民課関係部分では、当局より、社会保障制度・税番号制度導入に伴い通知カードの追記事項の記入を行うための券面印字システム借り上げ料の債務負担行為や、歳出では、セ

セキュリティに関する整備及び通知カード及び個人カード発行に関する事務機器や人件費を、歳入では、通知カード及び個人カード再発行に係る手数料収入や、個人番号カードを交付する事務費に対する国庫補助金を計上しているとの説明がなされました。

委員より、マイナンバー導入に伴うセキュリティリスクについての質疑がなされ、当局より、特定個人情報保護委員会で審査を受けて合格しているが、人的なことでの漏出などは、セキュリティ研修等を含めて万全の体制をとって厳重にやっていきたいとの答弁がなされ、これを了といたしました。

また、福祉保健部の障害福祉課、児童家庭課、高齢者福祉課、健康づくり推進課からもマイナンバー制度導入に伴うシステム改修の経費と、それに伴う国庫補助金を補正計上しているとの説明がそれぞれなされました。

次に、社会福祉課関係では、臨時福祉給付金給付事業において、給付金及び事務費について実績報告額との差額を国庫へ返納するため、補正計上したといった説明がなされました。

また、児童家庭課関係では、県の補助基準額の変更等に伴い、放課後児童クラブに対する委託契約基準額が増額したことによる委託料の増額や、保育環境の整備と保育内容のさらなる充実を図るため、本年4月に施行された「子ども・子育て支援新制度」における給付制度の改正に伴い、見直しをした認可外保育施設の助成費を、さらに平成26年度に実施した子育て世帯に対する臨時特例給付金給付事業において、給付事業費補助金及び給付事務費補助金が確定したことにより生じた超過額の国庫返納金を補正計上したとの説明がなされました。

委員から、本市は、認可外保育施設の支援について県下で先駆けて取り組みを開始したが、認可外保育施設を認可施設に移行することにより、さらに施設数の確保や保育の質の向上に取り組んでもらいたいとの要望がなされ、当局より、認可保育施設の定員をふやすなどの対応を行ってきたが、認可外保育施設を認可保育所に移行させていくには、認可に伴うさまざまな条件のクリアや市内各園の規模、配置状況の適正化なども含め、計画的な取り組みが必要である旨の答弁がなされました。

高齢者福祉課関係では、介護施設等のスプリンクラー整備支援事業費を、生涯学習課関係では、中央公民館の駐車場にあるホルトノキの伐採委託料と、少年自然の家おじかの配水地までの揚水ポンプが故障したことに伴う取りかえの経費を補正計上したとの説明がなされました。

採決におきましては、一部委員より、マイナンバー制度導入自体をするべきではないという観点から反対である旨の意思表示がなされましたが、議第71号平成27年度別府市一般会計補正予算（第3号）関係部分については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議第75号平成27年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についての審議では、高齢者福祉課から、歳入として平成27年度において介護報酬が改定されたこと等に伴うシステム改修費の補助金や、介護予防事業及び包括的支援事業における地域支援事業交付金で平成26年度決算に伴う精算により国・県からの追加交付額や繰越金の追加額が生じたとの説明がなされました。

歳出では、平成26年度決算額で生じた国や県の負担金及び社会保険診療報酬支払基金交付金への精算返還金が生じたこと、及び剰余金からそれら返還金を除いた金額を基金に積み立てる旨の説明がなされました。

採決におきましては、議第71号と同様に一部委員より、マイナンバー制度導入自体をするべきではないという観点から反対である旨の意思表示がなされましたが、議第75号平成27年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）については、賛成多数で原

案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

予算外の議案についてですが、まず議第 81 号については、市民課から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく通知カード及び個人カードの再交付に係る手数料を定め、並びに住民基本台帳カードの交付に係る手数料を削除することに伴い、条例を改正しようとするものとの説明がなされました。

次に、議第 82 号につきましては、教育総務課から、西小学校と青山小学校を統合し、山の手小学校を設置することに伴い、別府市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正を行うとの説明がなされました。

議第 83 号では、学校教育課から、別府市教育委員会として多くの生徒及び学生に対して募集を広げるため、別府市奨学金に関する条例から「2 年以上」という保護者の居住年数を削除する条例の改正を行うとの説明がなされました。

最後に、議第 84 号につきましては、環境課から、し尿処理場春木苑の更新が予定されており、その施工前に生活環境影響調査を実施、その結果を公表し、お住まいの方々等の御意見をいただきながらいい施設をつくるため、その手続を定める条例を制定するとの説明がなされました。

委員からは、地元との協議を尊重し、徹底的な情報公開、透明性を確保しながら事業を進めてもらいたいとの要望がなされ、当局からは、大きな経費をかけてやる一大プロジェクトという捉え方をしており、議会や地元の方にも納得していただけるようなものをつくっていききたいとの答弁がありました。

以上 5 議案については、当局説明を適切妥当と認め、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決するものと決定した次第であります。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。(拍手)

(総務企画消防委員会委員長・加藤信康君登壇)

○総務企画消防委員会委員長(加藤信康君) 去る 9 月 10 日の本会議において、総務企画消防委員会に付託を受けました議第 71 号平成 27 年度別府市一般会計補正予算(第 3 号)関係部分、外 6 件について、9 月 11 日に委員会を開会し慎重に審査をいたしましたので、この経過と結果について御報告いたします。

初めに、議第 71 号平成 27 年度別府市一般会計補正予算(第 3 号)関係部分についてであります。

政策推進課関係部分では、地方創生先行型上乘せ交付金タイプ I の対象事業となる、産業連携・協働プラットフォーム設立調査研究に要する経費を計上、観光、経済、産業等の分野で、これまでそれぞれの団体がそれぞれ行ってきた施策を、同じ方向性を持って取り組み、1 つの組織として運営できる組織の設立の可能性等について調査研究を行いたいとの説明がありました。また、湯のまち別府ふるさと応援寄附金の増加に伴う寄附金収入及び記念品に要する経費の追加計上、競輪事業会計からの繰り入れ等、詳細な説明を受けました。

委員より、この調査研究をどう生かすのかといった質疑があり、当局より、本年度終了するが、次年度の新型交付金、いわゆる総合戦略に盛り込む事業につなげていきたいとの答弁がなされました。

そのほか、具体的な調査内容や、湯のまち別府ふるさと応援寄附金における現状等の質疑がなされました。

さらに委員より、成果が上がるようしっかりと調査研究を行うこと、競輪事業会計の繰り入れについては、他事業への活用も理解できるが、周辺対策への活用も検討することと

いった意見がなされましたが、最終的に当局説明を了といたしました。

次に、危機管理課関係部分についてであります。当局より、災害発生時の災害状況や避難準備情報及び避難所開設情報の周知、また平常時は、行政情報等をリアルタイムに発信する広報手段の1つとして、市役所庁舎内に生放送用のブース及び映像放送用機器等を設置するとの説明があり、これを了といたしました。

続きまして、情報推進課関係部分では、地方創生先行型上乗せ交付金タイプⅡの対象事業として、別府市公式ホームページの行政情報分野の再構築に係る業務委託料を計上するものであるとの当局説明がありました。

委員からの、今後のスケジュールについての質疑では、当局より、今年度末までにはリニューアルを行いたいとの答弁がありました。

さらに委員より、市民からの意見をどのように取り入れるのかといった質疑では、必要に応じてアンケートを行いたいとの当局説明があり、これを了とした次第であります。

そのほか消防本部では、耐震性貯水槽の新設、財産活用課では、各種設備の設置及び改修、保険年金課では、システム改修といった説明がそれぞれなされ、これを了とし、採決におきましては、一部委員より、マイナンバー制度導入自体をすべきではないという観点から反対である旨の意思表示がなされましたが、議第71号平成27年度別府市一般会計補正予算（第3号）関係部分については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第78号別府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の制定についてであります。番号法の施行に際し、業務上必要な他部署の情報を取得可能にする等のため条例を制定するとの当局説明がありました。

委員より、個人情報保護等に関する質疑がなされ、さらに、番号法に係る各課のスケジュールが不明瞭であるため、全体像を示した資料を作成するよう要望がなされたところ、当局より、関係各課と協議の上提示したいとの答弁があり、これを了とし、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議第87号土地の売払いについてであります。当局より、市営東別府住宅等の解体跡地を売却するもので、公募型プロポーザル方式により実施、売却に当たっては、市有地利活用提案書に基づき、建築、事業経営等を行うこと、引き渡しの日から10年間は指定した用途に供し、所有権移転・貸し付けについては別府市の承認を受けることなど、さまざまな特約条件をつけているとの説明がなされ、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、議第72号平成27年度別府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、議第76号平成27年度別府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、及び議第79号別府市職員の再任用に関する条例等の一部改正について、並びに議第80号別府市特別職報酬等審議会条例の一部改正について、以上4件は、当局説明を適切妥当と認め、採決の結果、いずれも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

（決算特別委員会委員長・国実久夫君登壇）

○決算特別委員会委員長（国実久夫君） 去る9月17日の本会議において設置されました決算特別委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託を受けました議案は、議第89号平成26年度別府市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議第96号平成26年度別府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

9月17日の本会議終了後、委員会を開催し、冒頭、正副委員長の互選を行いました。その結果、私・国実久夫が委員長に、荒金卓雄君が副委員長に選任されましたので、よろしく願いいたします。

続いて議案の審査に入り、審査の方法並びに日程などについて協議をいたしました。本件については、その内容が広範多岐にわたるため、今会期中に審査を終了することが困難であるとの観点から、全員異議なく、さらに閉会中も引き続き継続審査することに決定をした次第であります。

以上、当決算特別委員会における審査の概要についての報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長(堀本博行君) 以上で、各委員長の報告は終わりました。

少数意見者の報告はありませんので、これより討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

(17番・平野文活君登壇)

○17番(平野文活君) 私は、日本共産党議員団を代表して、議第71号、第75号に対する反対討論を行います。

これらは、いわゆるマイナンバー制度の導入のための追加額であります。大人から子どもまですべての国民に12桁の個人番号をつけて利用する、いわゆる共通番号マイナンバー制度が来月10月から施行され、全国民に郵送で通知されます。そして、来年1月から希望者には写真つきの個人番号カードが交付されます。当面は社会保障と税、災害対策の分野で利用が開始され、将来的には所得や税関係から年金、雇用保険、医療保険、介護保険、障がい者への給付、公営住宅、奨学金などの個人情報情報を相互に活用できることを目指しております。そのための費用は、初期費用だけで約3,000億円、年間経費に約300億円もかかり、民間事業者の負担を含めると約1兆円とも言われております。

政府は、行政の効率化と国民の利便性向上をうたい文句にしておりますが、果たしてどれだけの費用対効果があるかは疑問であります。

この番号制度の最大の問題点は、情報漏れ、不正使用の危険です。年金機構の125万件に上る情報漏洩事件は、国民に大きな衝撃を与えました。番号法第27条は、各自治体に特定個人情報保護評価を義務づけております。いわばセキュリティーの自己チェックですが、国の調査でも、少なくとも758自治体が決められた手順で手続を行っていないということが判明し、今なお2割の自治体では、個人情報情報を保管するコンピューターがインターネットと接続されたままということでもあります。これは、予定どおり10月から施行できる条件が整っていないことを示しております。別府市は、大丈夫でしょうか。

このマイナンバー制度は、結局徴税強化と社会保障給付削減が目的であり、これらの予算には反対であるということを表明して、反対討論を終わります。(拍手)

○議長(堀本博行君) 以上で、通告による討論は終わりました。

これにて、討論を終結いたします。

これより、上程中の全議案について順次採決を行います。

上程中の全議案のうち、議第89号平成26年度別府市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議第96号平成26年度別府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上8件に対する委員長の報告は、さらに閉会中も引き続き継続審査といたしたいとの報告であります。以上8件については、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀本博行君) 御異議なしと認めます。よって、以上8件は、委員長報告のとおり、さらに閉会中も引き続き継続審査とすることに決定をいたしました。

次に、議第 71 号平成 27 年度別府市一般会計補正予算（第 3 号）に対する各委員長の報告は、いずれも原案可決であります。本件については、各委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（堀本博行君） 起立多数であります。よって、本件は、各委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 75 号平成 27 年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）に対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（堀本博行君） 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 77 号平成 26 年度別府市水道事業剰余金の処分及び平成 26 年度別府市水道事業会計決算の認定についてに対する委員長の報告は、これを可決及び認定すべきものと報告であります。本件については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、本件は、委員長報告のとおり可決及び認定することに決しました。

次に、議第 72 号平成 27 年度別府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）から、議第 74 号平成 27 年度別府市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）まで、及び議第 76 号平成 27 年度別府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）、並びに議第 78 号別府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の制定についてから、議第 87 号土地の売払いについてまで、以上 14 件に対する各委員長の報告は、いずれも原案可決であります。以上 14 件については、各委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、以上 14 件は、各委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 2 により、議第 97 号別府市教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めることについてを上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・長野恭紘君登壇）

- 市長（長野恭紘君） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第 97 号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により規定されました教育委員長と教育長を一本化した新教育長として、寺岡悌二氏を任命いたしたいので、同法第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものです。

何とぞ、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（堀本博行君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（堀本博行君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議第 97 号別府市教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、議第 97 号は、原案に対し同意を与えることに決定をいたしました。

ただいま、教育長に任命の同意を与えました寺岡悌二君から、挨拶したい旨の申し出がありますので、発言を許可いたします。

（教育長・寺岡悌二君登壇）

○教育長（寺岡悌二君） 本日は、本議会の大切な最終の日に、堀本議長の許可を得まして、このような貴重な場を与えていただき、心からお礼を申し上げます。

このたび、市長の任命並びに議会の御同意をいただきまして、新しい教育委員会制度のもとでの新教育長として就任をさせていただくこととなり、心から感謝を申し上げますとともに、その職責の重さを改めて痛感しておるところでございます。

時代の推移とともに、教育を取り巻く環境は複雑多岐にわたっておりますが、今回導入されました新しい教育委員会制度は、責任体制の明確化並びに危機管理体制の迅速化等を求めています。これからは、市長を初め両副市長、市長部局並びに関係機関の人々と連携を深め、より責任を持った教育行政を推進しなければならないと考えているところでございます。また、市長が作成されます教育大綱の実現に向け、将来を担う別府市の子どもたちのために誠心誠意尽くす所存でございます。

微力ではございますけれども、堀本議長を初め各議員の皆様方におかれましても、なお一層の御指導・御鞭撻を賜りますよう切にお願い申し上げ、就任に際しましての挨拶とさせていただきます。

本日は、本当にありがとうございました。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

（除斥対象議員退場）

○議長（堀本博行君） 次に、日程第 3 により、議第 98 号別府市職員懲戒審査委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてから、議第 102 号別府市職員懲戒審査委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてまで、以上 5 件を一括上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・長野恭紘君登壇）

○市長（長野恭紘君） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第 98 号から議第 102 号までの 5 議案は、本市職員懲戒審査委員会委員として、黒木愛一郎氏、荒金卓雄氏、小野正明氏、豊永健司氏及び工藤将之氏を任命いたしたいので、地方自治法施行規程第 17 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものです。

何とぞ、よろしくお願いいたします。

○議長（堀本博行君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、

討論を省略し、これより順次採決を行います。

上程中の議第 98 号別府市職員懲戒審査委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、議第 98 号は、原案に対し同意を与えることに決定をいたしました。

次に、上程中の議第 99 号別府市職員懲戒審査委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、議第 99 号は、原案に対し同意を与えることに決定をいたしました。

次に、上程中の議第 100 号別府市職員懲戒審査委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、議第 100 号は、原案に対し同意を与えることに決定をいたしました。

次に、上程中の議第 101 号別府市職員懲戒審査委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、議第 101 号は、原案に対し同意を与えることに決定をいたしました。

次に、上程中の議第 102 号別府市職員懲戒審査委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、議第 102 号は、原案に対し同意を与えることに決定をいたしました。

（除斥対象議員入場）

○議長（堀本博行君） 次に、日程第 4 により、議第 103 号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてを上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・長野恭紘君登壇）

○市長（長野恭紘君） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第 103 号は、人権擁護委員として渡邊明子氏を推薦いたしましたので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

何とぞ、よろしくお願いをいたします。

○議長（堀本博行君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議第 103 号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、議第 103 号は、原案に対し同意を与えることに決定をいたしました。

次に、日程第 5 により、報告第 10 号地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率についてから、報告第 12 号市長専決処分についてまで、以上 3 件の報告が提出されておりますので、一応当局の説明を求めます。

（副市長・阿南寿和君登壇）

○副市長（阿南寿和君） それでは、御報告いたします。

報告第 10 号及び報告第 11 号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、平成 26 年度決算に基づく健全化判断比率及び各特別会計の資金不足比率について、監査委員の意見を付して議会に報告するものです。

健全化判断比率については、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率はなく、実質公債費比率は 2.4%で、当期健全化基準の範囲内にあります。また、資金不足比率については、各特別会計ともありません。

報告第 12 号は、公用車による事故の和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分いたしましたので、同条第 2 項の規定により、議会に報告するものです。

以上の 3 件につきまして、御報告を申し上げます。

○議長（堀本博行君） 以上で、当局の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切ります。

ただいまの報告は、議会に対する報告でありますので、御了承願います。

次に、日程第 6 により、議員提出議案第 9 号別府市議会会議規則の一部改正についてを上程議題といたします。

議員提出議案第 9 号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（18 番・松川峰生君登壇）

○18 番（松川峰生君） ただいま上程されました議員提出議案第 9 号別府市議会会議規則の一部改正について、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の一部改正につきましては、近年の男女共同参画の状況を鑑み、男女共同参画を考慮した議員活動を促進することを目的としたものであります。

改正の内容は、議会への欠席の届出に関する第 2 条及び委員会への欠席の届出に関する第 91 条について、それぞれ出産に伴う欠席の届出に係る規定を追加し、改正しようとするものであります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（堀本博行君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第 9 号については、原案のとおり決することに御異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀本博行君) 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7により、議員提出議案第10号地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書から、議員提出議案第13号ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書まで、以上4件を一括上程議題といたします。

まず、議員提出議案第10号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(14番・市原隆生君登壇)

○14番(市原隆生君) 議員提出議案第10号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書

将来にわたっての「人口減少問題の克服」と「成長力の確保」の実現のためには、総合戦略の政策パッケージを拡充強化し、「地方創生の深化」に取り組むことが必要である。

政府は、6月30日、平成28年度予算に盛り込む地方創生関連施策の指針となる「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」を閣議決定した。

今後は、全国の自治体が平成27年度中に策定する「地方版総合戦略」の策定を推進するのとともに、国はその戦略に基づく事業など“地域発”の取り組みを支援するため、地方財政措置における「まち・ひと・しごと創生事業費」や平成28年度に創設される新型交付金など、今後5年間にわたる継続的な支援とその財源の確保を行うことが重要となる。

そこで政府においては、地方創生の深化に向けた支援として、下記の事項について実現するよう強く要請する。

記

- 1、地方財政措置における「まち・ひと・しごと創生事業費」と各府省の地方創生関連事業・補助金、さらには新型交付金の役割分担を明確にするとともに必要な財源を確保すること。
 - 2、平成27年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費(1兆円)」については、地方創生に係る各自治体の取り組みのベースとなるものであるから、恒久財源を確保の上、5年間は継続すること。
 - 3、平成28年度に創設される新型交付金については、平成26年度補正予算に盛り込まれた「地方創生先行型交付金」以上の額を確保するとともに、その活用については、例えば人件費やハード事業等にも活用できるなど、地方にとって使い勝手の良いものにする。
 - 4、新型交付金事業に係る地元負担が生じる場合は、各自治体の財政力などを勘案の上、適切な地方財政措置を講ずるなど意欲のある自治体が参加できるよう配慮すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月25日

大分県別府市議会

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

地方創生担当大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長(堀本博行君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第10号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第11号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（11番・荒金卓雄君登壇）

○11番（荒金卓雄君） 議員提出議案第11号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

ICT利活用による地域活性化とふるさとテレワークの推進を求める意見書

都市住民の農山漁村への定住願望が大きく上昇しており、政府機関の調査では、東京在住者の40.7%が、地方への移住を「検討している」または「今後検討したい」と回答している一方で、「仕事がない」「子育て環境が不十分」「生活施設が少ない」「交通手段が不便」「医療機関が少ない」など多くの問題点も存在しています。

その問題点を解決し、「地方への人の流れをつくる」には、地方にいても大都市と同様に働き、学び、安心して暮らせる環境を確保する大きな可能性を持つICT（情報通信技術）の利活用が不可欠です。また、ICT環境の充実によって、地域産業の生産性向上やイノベーションの創出による地域の活性化を図ることも可能になります。

そこで、企業や雇用の地方への流れを促進し地方創生を実現するため、どこにいてもいっしょと同じ仕事ができる「ふるさとテレワーク」を一層促進し、観光など地方への訪問者増加につなげることができる高速情報通信回線網の充実、中でもWi-Fi環境の整備が必要になります。よって、以下の事項について要望します。

記

- 1、ICT環境の充実には、Wi-Fi環境の整備が不可欠であることから、活用可能な補助金や交付金を拡充し、公衆無線LAN環境の整備促進を図ること。
- 2、平成27年度からスタートしたテレワーク関連の税制優遇措置の周知徹底を図るとともに、制度を一層充実させ、拠点整備や雇用促進につながる施策を行うこと。
- 3、テレワークを活用して新たなワークスタイルを実現した企業を顕彰するとともに、セミナーの開催などテレワーク普及啓発策を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月25日

大分県別府市議会

内閣総理大臣

総務大臣

厚生労働大臣

経済産業大臣

地方創生担当大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（堀本博行君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（堀本博行君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第 11 号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。次に、議員提出議案第 12 号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（10 番・加藤信康君登壇）

- 10 番（加藤信康君） 議員提出議案第 12 号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策などを含む地方総合戦略の策定など新たな政策課題に直面しています。そのような中、6 月 30 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2015」（骨太方針 2015）においては、目安として 2018 年度までの地方一般財源総額の確保を示す一方で、高齢化による自然増を 5,000 億円程度とし、実質的に抑制する方針を打ち出しています。地方自治体にとって本来必要な公共サービスを提供するためには、政府の財政面でのサポートは必要不可欠です。

したがって、2016 年度の政府予算、地方財政の検討に当たっては、歳入歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実、地方財政の確立を目指すため、下記事項を実施するよう要望いたします。

記

- 1、社会保障、被災地復興、環境対策、地域交通対策、人口減対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。特に「骨太方針 2015」に「目安」として明記された地方一般財源総額の確保を確実に進めること。
- 2、子ども・子育て新制度、地域医療構想の策定、地域包括生活ケアシステム、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と、人材を確保するための社会保障予算の確保と地方財政措置を的確に行うこと。特に高齢化による社会保障費の自然増を地方財政計画に適切に反映させること。
- 3、復興交付金、震災復興特別交付税などの復興に係る財源措置については、復興集中期間終了後の 2016 年度以降も継続すること。また、2015 年度の国勢調査を踏まえ、人口急減自治体の行財政運営に支障が生じることのないよう、地方交付税算定のあり方を検討すること。
- 4、法人実効税率の見直し、自動車取得税の廃止など各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保を初め、財政運営に支障が生じることのないよう対応を図ること。また、償却資産にかかる固定資産税やゴルフ場利用税については、市町村の財政運営に不可欠な税であるため、現行制

度を堅持すること。

- 5、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月25日

大分県別府市議会

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

経済産業大臣

内閣官房長官

地方創生担当大臣

内閣府特命担当大臣（経済財政政策） 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

- 議長（堀本博行君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（堀本博行君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第12号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第13号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（8番・森山義治君登壇）

- 8番（森山義治君） 議員提出議案第13号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書

近年、一部の国や民族あるいは特定の国籍の外国人を排斥する差別的言動（ヘイトスピーチ）が、社会的関心を集めている。

昨年、国際連合自由権規約委員会は、人種差別的言動の広がりに懸念を示し、締約国である日本に対し、このような差別的言動に対処する措置をとるべきとの勧告をした。さらに、国際連合人権差別撤廃委員会も、日本に対し、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」の締結国として、法による規制を行うなどのヘイトスピーチへの適切な対処に取り組むことを強く求める勧告を行っている。

最近では、京都地方裁判所及び大阪高等裁判所において行われた、特定の民族・国籍の外国人に対する発言に関係する事件について違法性を認めた判決を、最高裁判所が認める決定を下した。

ヘイトスピーチは社会の平穏を乱し、人間の尊厳を侵す行為として、それを規制する法整備がされている国もある。2020年には東京オリンピック・パラリンピック競技大会が

開催されるが、ヘイトスピーチを放置することは、国際社会における我が国への信頼を失うことにもなりかねない。

よって、政府におかれては、表現の自由・言論の自由に十分配慮しつつも、ヘイトスピーチ対策について、法整備を含めた強化策を速やかに検討し実施することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月25日

大分県別府市議会

内閣総理大臣

法務大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長(堀本博行君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀本博行君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀本博行君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第13号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀本博行君) 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8により、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付しておりますように、議員派遣の申し出があります。

お諮りいたします。各議員から申し出のとおり、議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀本博行君) 御異議なしと認めます。よって、各議員から申し出のとおり、議員派遣することに決定をいたしました。

なお、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に委任していただきたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀本博行君) 御異議なしと認めます。よって、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に委任することに決定をいたしました。

以上で、議事のすべてを終了いたしました。

お諮りいたします。以上で平成27年第3回別府市議会定例会を閉会いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀本博行君) 御異議なしと認めます。よって、以上で平成27年第3回別府市議会定例会を閉会いたします。

午前11時16分 閉会